

●香川県告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和5年3月17日から同年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

香川県知事 池 田 豊 人

1 道路の種類 県道（主要地方道）

2 路 線 名 丸亀三好線（4号）

3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町大字塩入 字土居455番1地先 (詳細な区間は、関係図面で 示す。)	14.8~24.3	27	平成26年11月25日付け香川県告 示第404号で変更した区域

4 供用開始の期日 令和5年3月17日